

静岡県告示第609号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年8月30日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川勝平太

| 道路の種類 | 路線名      | 道路の区域                  |       |          |       |
|-------|----------|------------------------|-------|----------|-------|
|       |          | 区間                     | 変更前後別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) |
| 県道    | 伊東川奈八幡野線 | 伊東市川奈字梨木洞<br>1407番の1から | 前     | 7.3~12.5 | 104.0 |
|       |          | 伊東市川奈字長ミヨ<br>1417番の5まで | 後     | 9.4~13.2 | 104.0 |

=====

静岡県告示610号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年8月30日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川勝平太

| 道路の種類 | 路線名    | 道路の区域                  |       |          |       |
|-------|--------|------------------------|-------|----------|-------|
|       |        | 区間                     | 変更前後別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) |
| 県道    | 三沢富士宮線 | 富士宮市西山字追出<br>3100番の2から | 前     | 9.0~19.2 | 474.7 |
|       |        | 富士宮市西山字笹原<br>2682番の3まで | 後     | 6.1~19.2 | 474.7 |

=====

静岡県告示第611号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和4年8月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川勝平太

| 道路の種類 | 路線名   | 道路の区域           |       |           |       |
|-------|-------|-----------------|-------|-----------|-------|
|       |       | 区間              | 変更前後別 | 敷地の幅員(m)  | 延長(m) |
| 県道    | 掛川天竜線 | 磐田市上野部字神田官有無番地内 | 前     | 18.0~22.0 | 38.7  |
|       |       |                 | 後     | 18.0~22.0 | 38.7  |

=====

#### 静岡県告示第612号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年8月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川勝平太

| 道路の種類 | 路線名   | 道路の区域           |       |           |       |
|-------|-------|-----------------|-------|-----------|-------|
|       |       | 区間              | 変更前後別 | 敷地の幅員(m)  | 延長(m) |
| 県道    | 磐田天竜線 | 磐田市上野部字神田官有無番地内 | 前     | 18.0~22.0 | 38.7  |
|       |       |                 | 後     | 18.0~22.0 | 38.7  |